

平成20年6月16日
財 務 局

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について

東京都においては、最近の鋼材や原油価格の上昇による、建設資材の高騰状況に鑑み、このたび、工事請負契約書第24条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり、適用することとしました。

記

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 対象資材 | 鋼材、燃料油 |
| 2 発注者負担 | 対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額 |
| 3 施行日 | 平成20年6月16日 |

なお、運用基準の主要項目は別紙のとおりであり、その詳細については、今後、策定します。

※ 単品スライド条項とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に、契約金額の変更を可能とするものです。

【問い合わせ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 (03) 5388-2607

運用基準の主要項目

項目	備考
対象資材	鋼材、燃料油の中から、さらに具体的な品目を選定する。
対象工事費	既済部分の取扱について規定する。
契約変更基準	契約変更の対象となる変動額の基準を設定する。
変動額算出方法	変動後資材価格の設定方法や変動額算出式を設定する。
契約変更手続き	契約変更にあたっての協議方法、契約変更の時期等を規定する。

《参考》

○ 工事請負契約書（抜粋）

第24条第5項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

○ 単品スライド条項制定の経緯

- ・ 第二次オイルショック期間の昭和55年度に、石油価格の高騰による建設資材（燃料油、アスファルト類、生コンクリートなど）の価格変動に対応し、特別措置として、工事請負契約書に附則を設定し、契約金額の変更を行った。
- ・ これを受け、昭和56年に、単品スライド条項が工事請負契約書に規定されたが、その後、本条項の適用事例がないまま、現在に至っている。
- ・ 昭和55年度の特別措置以来、28年ぶりの適用となる。